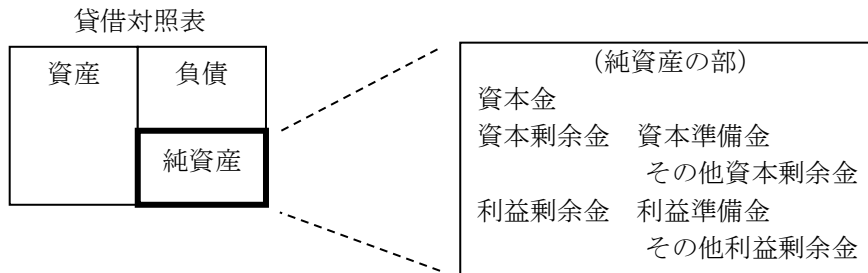


6. 剰余金の配当の制限、損失の処理

6-1. 剰余金の配当の制限

(1) 貸借対照表の純資産の部と準備金の計上

(a) 純資産の部 [テキスト 5 章 2 節 1(3)]



株式発行の際の払込額・給付額	資本金（会社 445 I、会社計算 13 以下） 1/2 までは資本金としなくても OK（会社 445 II） →その分は資本準備金（会社 445 III）
剰余金の配当によって減少する剰余金の額に 10 分の 1 を乗じた金額	資本準備金または利益準備金（会社 445 IV、会社計算 22）：資本金の額の 1/4 になるまで計上

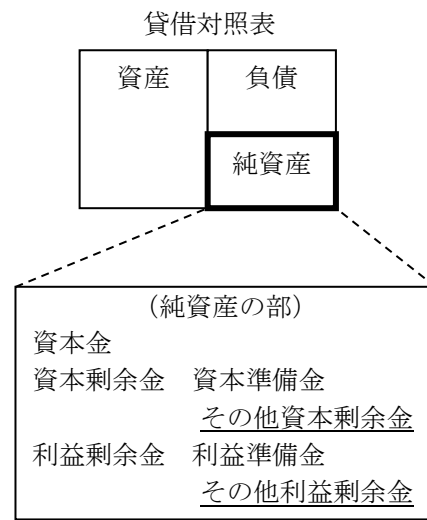
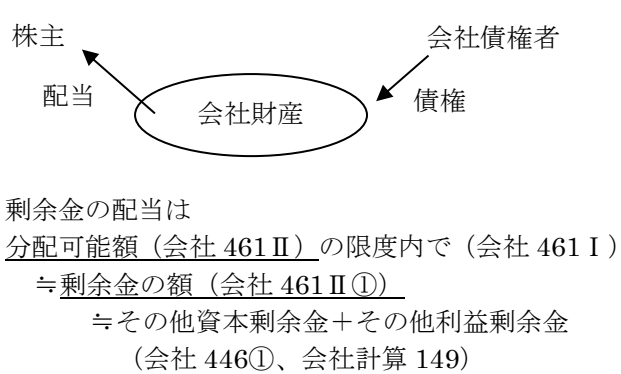
(b) 剰余金の配当に伴う準備金の計上（会社 445 IV）

(c) その他資本剰余金（会社計算 27 I ①）・その他利益剰余金（会社計算 29 I ② II ③）

(2)分配可能額

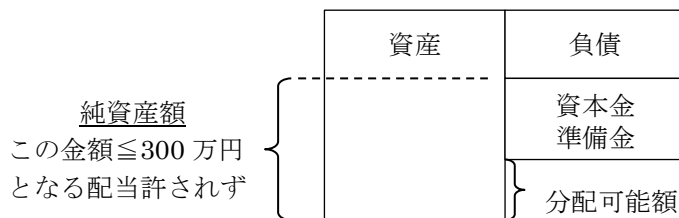
(a)分配可能額による制限 (会社 461 I ⑧ II)

* 自己株式の取得 (会社 461 I ①~⑦) (「会社法Ⅱ」)



* 分配可能額の計算の詳細 [テキスト 5 章 2 節 3 図表 5-6・5-7]

(b)分配可能額規制の趣旨



* 資本金・準備金の額は計算上の数字

(3)純資産額≧300万円（会社 458、会社計算 158⑥）

平成 17 年改正前商法：株式会社の最低資本金 1000 万円→廃止

(4)資本制度 [テキスト 5 章 2 節 **1** (2)]

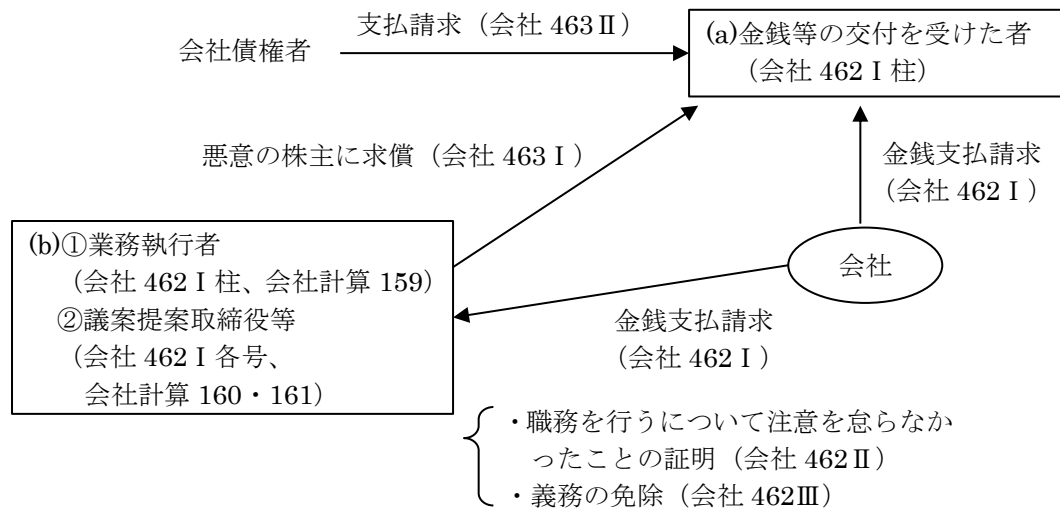
資本維持の原則	負債に加えて、資本金・準備金の額に相当する財産が会社に維持されることを要求 ：分配可能額の規制
資本充実の原則	出資が行われる際（会社設立、募集株式の発行）に、資本金・準備金の額に相当する財産が出資者から確実に拠出されることを要求 ：現物出資の検査役調査（会社 199 I ③・207）、引受人からの相殺禁止（会社 208Ⅲ）（「会社法Ⅱ」） etc.
資本不変の原則	資本金・準備金の額を自由に減少することは許されない（6-3）

*資本金・準備金の額は貸借対照表を表示、資本金の額を登記（会社 911Ⅲ⑤）

6-2. 分配可能額規制の違反

事例 6-a 分配可能額を超える剰余金の配当 [テキスト Case5-2 を一部変更]

A 会社が事業年度終了後に試算をしたところ、分配可能額がマイナスになった。A 会社の代表取締役であり株式を 40%保有する大株主でもある Y1 は、架空の利益を計上し、分配可能額が存在するように粉飾した計算書類を作成することを部下に指示した。会計監査人 Y2 は粉飾の事実を発見したが、Y1 から「このままでは会社がつぶれてしまうから見逃してくれ」と言われ、違法な計算書類について無限定適正意見を付した会計監査報告を作成した。A 会社の取締役会では、剰余金の配当を定時株主総会の議案とすることが決定された。その際には、Y1 以外にも、Y3（株主ではない）をはじめすべての取締役が上記粉飾の事実を知りながらそれに賛成した。定時株主総会では計算書類が承認され、上記の剰余金配当議案が可決された。これに従って、総額 1 億円（そのうち Y1 には 4000 万円）の金銭が配当として支払われた。A 会社には、X という債権者がおり、会社に対して 3000 万円の貸付債権を有している。



(a)の者の責任——会社債権者による支払請求（債権者代位権〔民 423〕の特則）

(b)①・②の者の責任（②＝取締役会決議に賛成した取締役も含む。会社計算 160③）

(a)の者と(b)の者の責任の関係

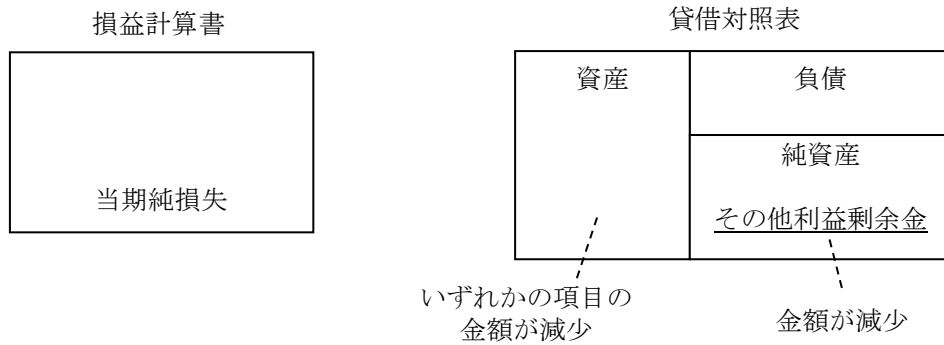
・(a)の者が先に責任を履行すれば？

・(b)の者が先に責任を履行すれば？

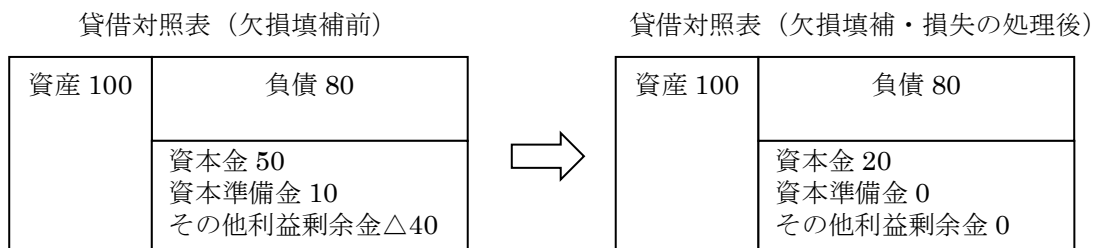
* 監査役・会計監査人の責任（会社 423）

6-3. 損失の処理

(1) 欠損の填補・損失の処理



欠損填補・損失の処理
 資本金のうち 30 + 資本準備金のうち 10
 → その他利益剰余金に振り替え



次の事業年度に当期純利益 30
 → その他利益剰余金 △10
 = 分配可能額は まだ マイナス

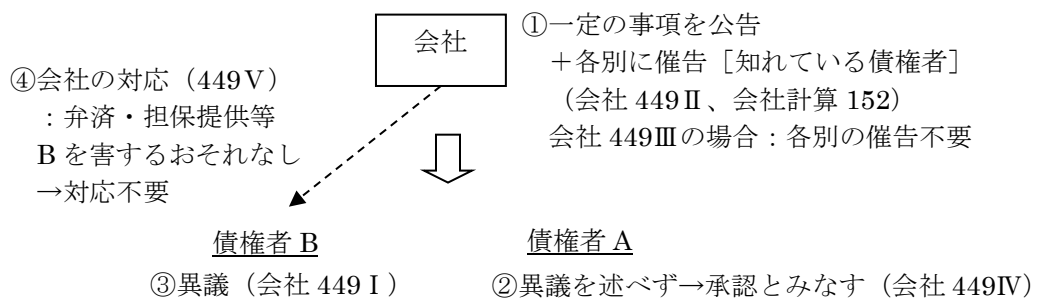
次の事業年度に当期純利益 30
 → その他利益剰余金 30
 = 分配可能額 30

(2)資本金・準備金の額の減少手続 [テキスト 5章 4節 1(2)(b)]

(a)株主総会の決議 (会社 447 I II・448 I II)

資本金の額の減少 (会社 309 II ⑨・447 I)	原則：特別決議 欠損填補のためだけに定時株主総会で行う場合：普通決議
準備金の額の減少 (会社 448 I)	普通決議

(b)債権者異議手続



(c)資本金の額の減少の無効の訴え (会社 828 I ⑤)